

介護施設等における クラスター発生時の支援スキームの 構築について

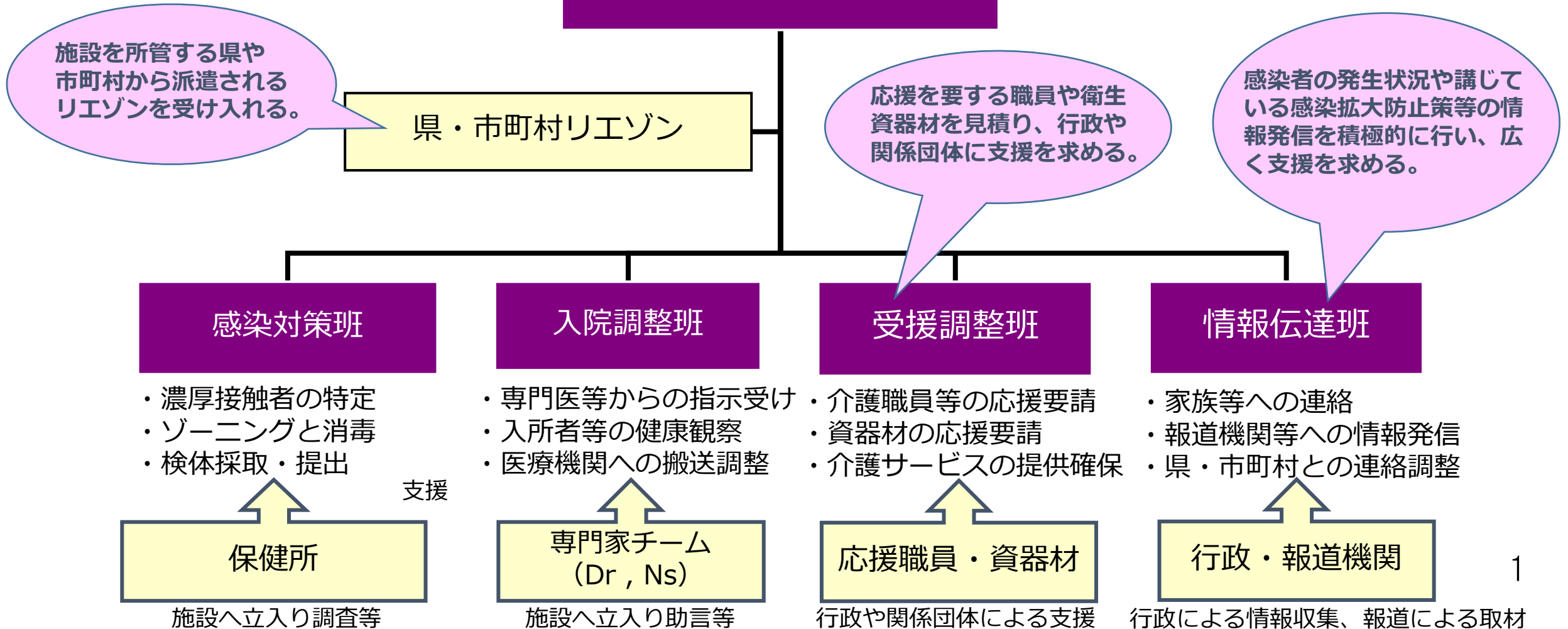
令和3年2月16日

岡山県 保健福祉部

クラスターが発生した場合の施設側の組織体制と 県・市町村による支援体制（全体イメージ）

【施設側の組織体制】

*班編制については、施設の規模に応じて柔軟な体制とする。



クラスターが発生した場合の対応（高齢者福祉施設）

厚生労働省事務連絡 R 2.5.4 「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」より抜粋

感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、管理者及び医師が中心となり、以下の取組を徹底する。

① 情報共有・報告等の実施

② 消毒・清掃等の実施

③ 積極的疫学調査への協力等

保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入所者等の特定に協力すること。その際、可能な限り入所者等のケア記録や面会者の情報提供等を行うこと、疑い事例や濃厚接触者の調査等については、保健所の指示に従うこと。

④ 濃厚接触者等への適切な対応の実施

⑤ 入院調整中の感染者等への対応

入所者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者は原則入院することとなること。ただし、地域の発生及び病床等の状況によっては、入院調整までの一時的な期間について、都道府県の指示により、介護老人保健施設等で入所継続を行う場合があり得ること。

施設内で一時的に入所継続を行う場合には、感染の拡大を防止するため、保健所の指示に従って対応することとし、（中略）を参考としつつ、特に以下のような点について留意すること。

（i）生活空間等の区分け（ゾーニング）等 （ii）入所者の健康管理について （iii）情報の共有

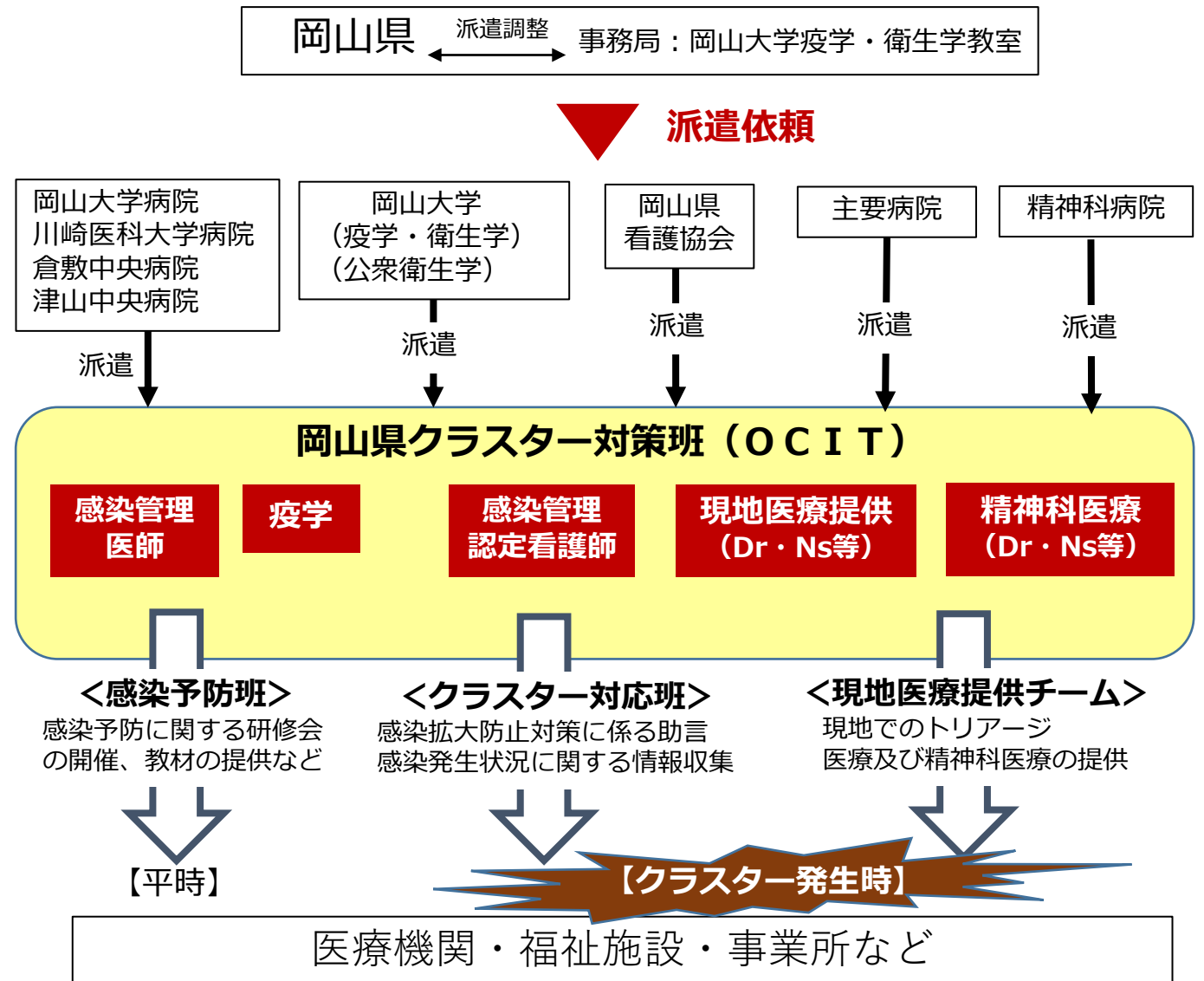
岡山県クラスター対策班（OCIT）の派遣

令和2年9月、医療機関、福祉施設、事業所等においてクラスターが発生した場合などに、速やかに感染拡大防止対策を講じられるよう、感染症対策に係る専門家（医師・看護師等）によるクラスター対応班と感染予防班を編成し、クラスター発生施設への支援や助言、研修会の開催等を行っている。

また、県内の主要病院及び精神科病院の協力を得て、現地医療提供チームを編成し、発生施設においてトリアージや医療、精神科医療を提供できる体制を整備し、クラスター発生施設への医療支援も行っている。（いわば感染症版DMAT）

これにより、感染者の入院調整に時間を要する場合でも、一時的に施設での入所継続を行うことも可能となっている。

この専門家チームを岡山県クラスター対策班（OCIT：Okayama COVID-19 cluster Intervention Team）と呼称している。



新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン



令和2年12月に、国からガイドラインが示されたことから、今後、介護施設等に対して業務継続計画（BCP）の策定を行う必要がある。

福祉施設におけるクラスター等発生時の対応窓口

令和3年1月、岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部内に設置

福祉施設クラスター対策班

電 話 0 8 6 - 2 2 6 - 7 8 0 2

F A X 0 8 6 - 2 2 6 - 7 9 5 7

※市町村所管の福祉施設においてクラスター等が発生した場合にも、上記の班に県連絡窓口職員を配置します。

※福祉施設向けの総合情報サイトを開設したので、関係者に対し、周知をお願いします。

<https://www.pref.okayama.jp/page/696924.html>

介護職員等の応援派遣に係る仕組みについて

派遣スキーム
(概要)

(令和2年11月27日)
覚書締結日

応援要請

クラスター発生

福祉施設

介護職員の感染等により人員不足が発生

岡山県

派遣要請

関係団体

【県の助成内容（応援に係る経費負担）】

- ・派遣された職員の交通費
- ・人員確保のための職業紹介料、割増賃金・手当
- ・派遣職員のPCR検査費用
- ・損害賠償保険の加入費用

派遣要請

※関係団体ごとに

派遣職員名簿

を保有

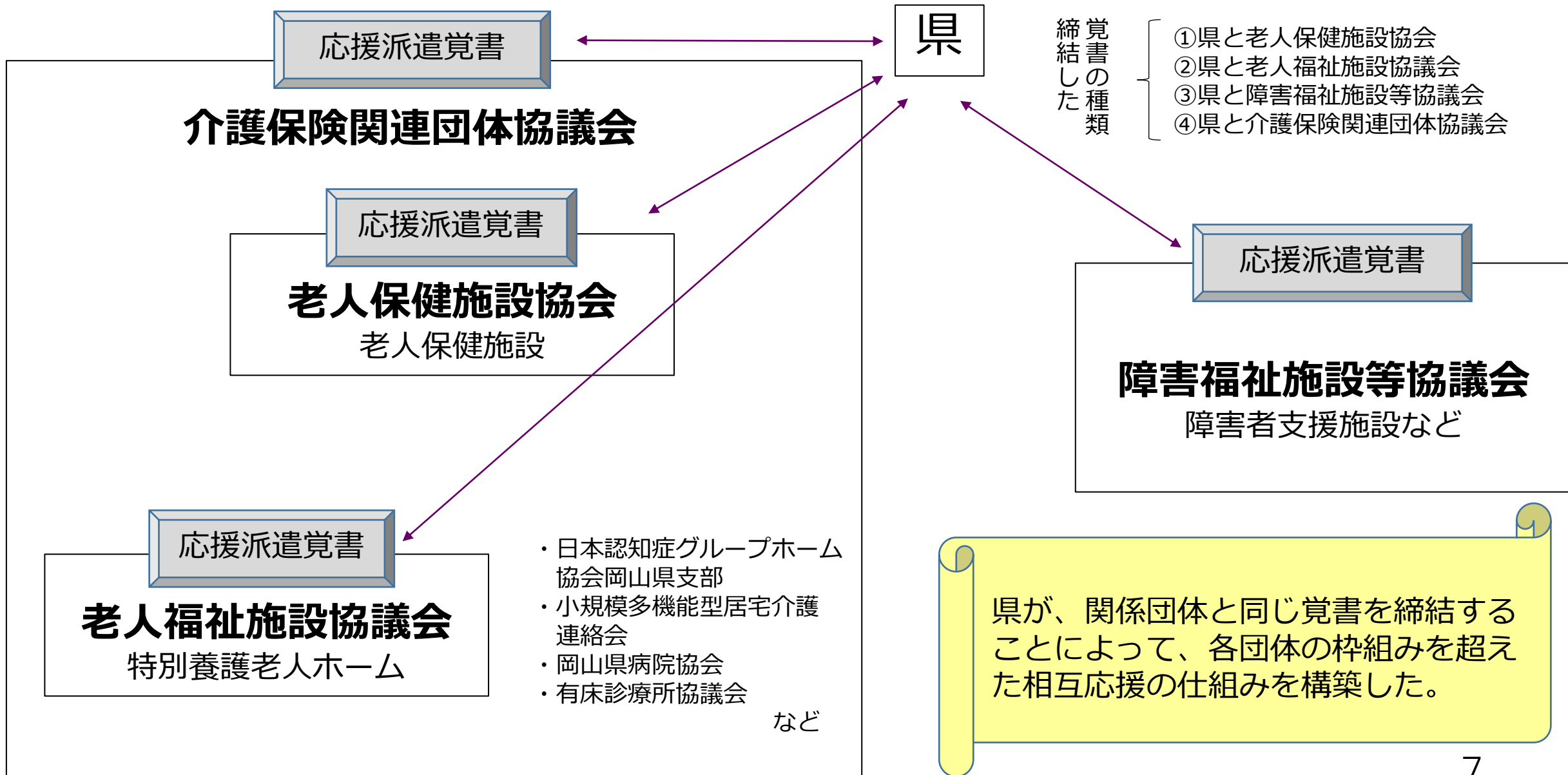
応援職員の派遣

福祉施設

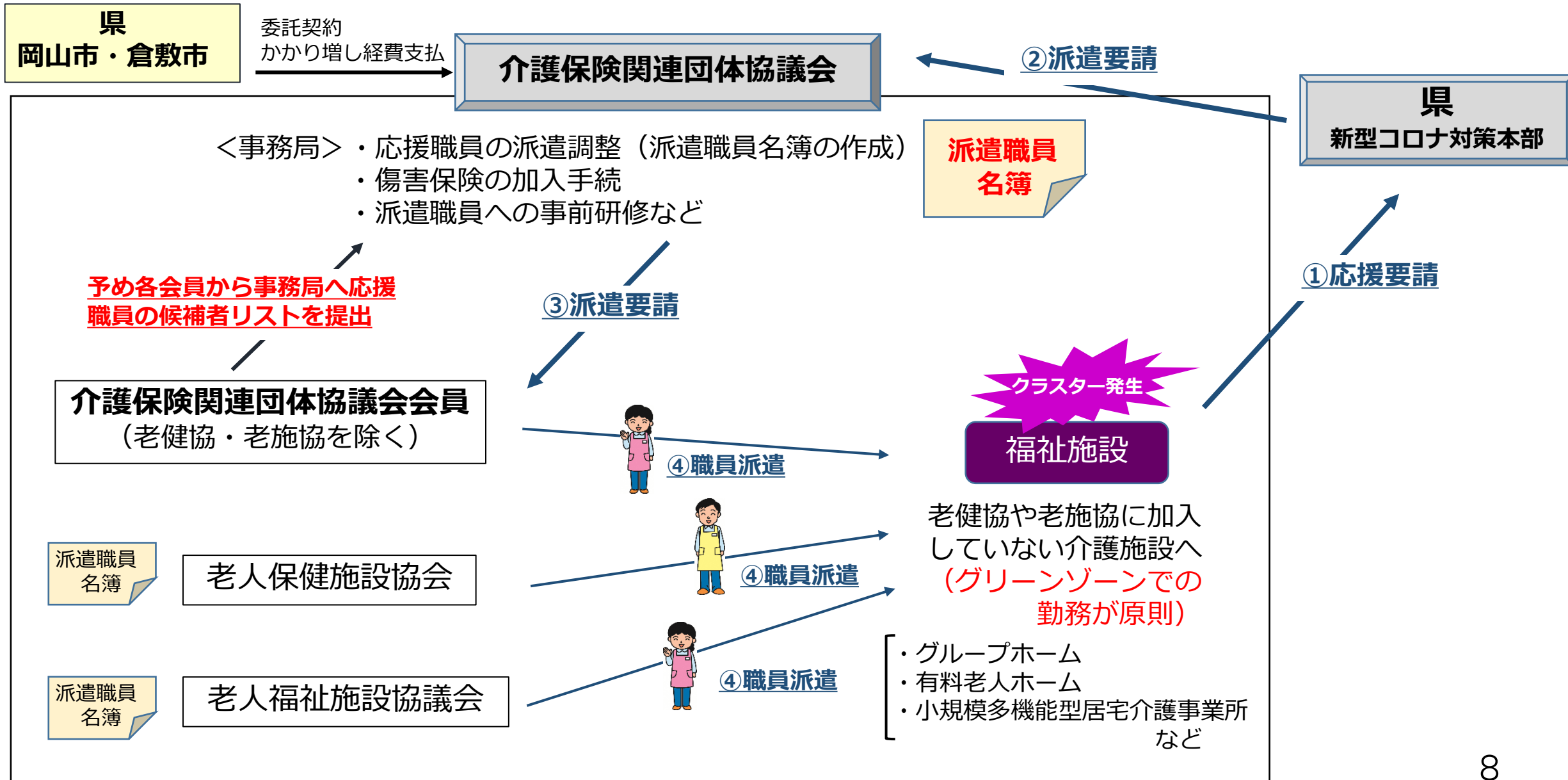
福祉施設

福祉施設

関係団体との覚書締結の全体構成について



介護保険関連団体協議会を中心とした応援スキーム



介護職員等の応援派遣に係る仕組みについて ①

Q 職員を派遣した法人（施設）に対し、県等からどのような支援がされるのか。

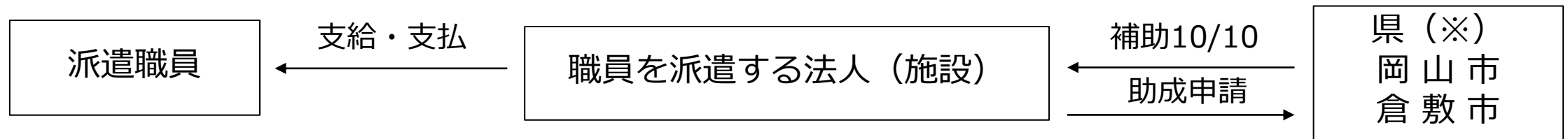
A 県又は岡山市・倉敷市が、次の「かかり増し経費」への助成を行います。（※）

<職員派遣に必要な経費>

- ・派遣される施設までの交通費及び派遣期間中の宿泊費
- ・派遣職員に支給した特別な手当（新型コロナ手当等）※他の例では2万円/日
- ・派遣期間中の損害保険等の加入費用
- ・派遣職員のPCR検査費用

<職員を派遣したことにより発生した経費>

- ・派遣職員の不在をフォローするために他の職員が行った残業に対する時間外手当
- ・派遣職員の代替のために新たに雇用した職員の人件費や採用のための経費



（※）令和2年度は、派遣先の施設所在地が、岡山市の場合は岡山市、倉敷市の場合は倉敷市、その他市町村の場合は県
令和3年度は、派遣先の施設所在地に関わらず、全て県

介護職員等の応援派遣に係る仕組みについて ②

Q 傷害保険とはどのような仕組みなのか。

クラスター等が発生した施設に派遣された応援職員の方が、万が一、感染した場合には、国の労災保険が給付されます。

さらに、介護保険関連団体協議会において損害保険会社と契約していただき、応援職員が派遣中に傷害を被った場合や新型コロナウイルスに感染した場合に、死亡・障害補償のほか、入院保険金（日額）、通院保険金（日額）が支給されるようになります。

Q PCR検査はいつどこで行ってもらえるのか。

応援職員の方のPCR検査について、いつどこで検体採取を行って検査を行うかについては、事例ごとに、派遣先の施設、派遣元の施設（法人）、県本部等との間で調整させていただきます。

どのタイミングでどの場所で検体採取を行うのかが、ポイントとなります。

なお、派遣する前、派遣した後のいずれも県等の補助対象となります。

市町村が所管する介護施設等の応援派遣の登録について

【現状における課題】

- ・市町村が所管するグループホームや小規模多機能事業所などの介護施設等は、関係団体に所属していない施設も多く、災害時や感染症発生時など緊急時の連絡先が十分把握できていない。
- ・そうした施設は、緊急時の対応マニュアルが未整備で、訓練や研修も行われていないため、施設の従事者も不安が大きく、実際に施設の入所者や従事者に感染者が発生した場合には、適切な感染防止策が講じられず、クラスターなど感染拡大をまねく可能性が高い。

【今後の対策】

- ・本県には、介護保険関連団体協議会という介護保険関連団体を束ねる組織があること、さらに介護保険関連団体協議会による介護職員の応援派遣の仕組みが構築されようとしていることから、上記のような関係団体未加入の施設に対しても、応援派遣の仕組みに参加するよう登録を呼びかけているところである。（登録期限：1月25日、ただし登録期限後も登録可能）
- ・しかし、1月20日現在、登録の申請を行った施設は13施設にとどまっていることから、今後、介護保険関連団体協議会や日本認知症グループホーム協会岡山県支部の主催の説明会の開催も予定されているので、市町村の皆様には事業者に対する周知広報等の御協力をいただきたい。

地域密着型施設に対する感染予防研修会等について

- 今後、県では、福祉施設向けの総合情報サイトにおいて、感染防止対策に関する情報等を随時、提供していくこととしています。このサイトには、岡山県クラスター対策班（OCIT(オーシット)）の感染症対策に係る専門家が講師を務め、新型コロナウイルス感染症についてわかりやすく説明した「高齢者施設におけるCovid-19と感染対策」の動画を掲載しています。高齢者施設等の職員研修等でぜひご活用ください。
- また、研修動画の内容をご理解いただいたうえで、さらに詳しい内容についての研修を希望される場合、圏域の市町村による合同開催など、市町村において、感染防止に関する研修会を設定していただければ、講師としてOCITの感染症対策の専門家（医師、看護師）を派遣することは可能（講師の人件費は県負担とする）ですので、市町村に対して介護施設等の従事者の不安を解消するため、積極的な開催をお願いしています。なお、現在、市町村に対し、開催意向を調査しています。（回答期限：2月17日）
- 特に、市町村が所管するグループホームや小規模多機能事業所など地域密着型施設や、有料老人ホームなどの高齢者施設は、関係団体主催の研修等を受講する機会も少ないと考えられるため、市町村の積極的な関与をお願いしています。